

法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 特定自己発行暗号資産の要件における技術的措置の細目を定めることとする。
(第26条の10関係)
- 2 残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書の記載事項及びその事業年度の帳簿書類の保存について、所要の措置を講ずることとする。(第34条、第59条関係)
- 3 次に掲げる申請書等について、記載事項の簡素化を行うこととする。(第52条、第60条関係)
 - (1) 青色申告承認申請書
 - (2) 青色申告の取りやめの届出書

(注) 上記(1)の改正は令和9年1月1日以後に開始する事業年度の青色申告承認申請書について、上記(2)の改正は令和8年1月1日以後に開始する事業年度の青色申告の取りやめの届出書について、それぞれ適用する。(附則第3条、第5条関係)
- 4 公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合の届出書の添付書類を定めることとする。(第65条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)